

ID: 32

担当部署: 市立大学 学生課 学生係

処分の概要	使用料の減免等		
例規名 根拠条項	大学学生寮条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第82号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免等) 第6条 市長は、特別の理由があると認めた者には、学生寮の使用料を減免し、又は納付を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び大学学生寮条例施行規則（平成18年規則第70号）第9条の規定による。 (使用料の減免等) 第9条 市長は、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免又は猶予(以下「減免等」という。)することができる。 (1) 寮生の家庭が不慮の災害等により、使用料の納付が困難となった場合 (2) その他特に必要と認めた場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年3月1日